

母体血を用いた出生前遺伝学的検査（NIPT）の調査等に関するワーキンググループ 開催要綱

1. 設置の趣旨

母体血を用いた非侵襲性出生前遺伝学的検査（NIPT（Non Invasive Prenatal genetic Testing））については、日本産科婦人科学会が策定した指針を受け、平成 25 年度から関係学会等の連携の下、日本医学会の認定制度に基づき実施されてきた。他方、ここ数年、認定施設以外の医療機関での検査が増加し、妊婦の不安や悩みに寄り添う適切なカウンセリングが行われていない等の問題が指摘されている。

こうした状況を踏まえ、NIPT の実施体制等の検討に資する必要なデータや事例の収集等を行い、その実態を把握・分析することを目的として、本ワーキンググループを開催する。

2. 調査事項等

- （1）認定施設における検査の実施状況や課題の把握
- （2）認定施設以外の医療機関における検査・カウンセリング体制や利用者の状況の把握
- （3）検査前後の妊婦の不安や悩みに関する相談支援ニーズの把握
- （4）検査前後における妊婦や家族を支える相談支援の事例収集
等

3. 構成

- （1）本ワーキンググループは、厚生労働省子ども家庭局長が別紙の構成員の参集を求めて開催する。
- （2）本ワーキンググループには、構成員の互選により座長をおき、ワーキンググループを統括する。座長は座長代理を指名することができる。
- （3）本ワーキンググループには、必要に応じ、別紙構成員以外の有識者等の参集を依頼することができるものとする。

4. 運営

- （1）本ワーキンググループは、原則として公開とする。
- （2）本ワーキンググループの庶務は、厚生労働省子ども家庭局母子保健課が行う。
- （3）この要綱に定めるもののほか、本ワーキンググループの開催に必要な事項は、座長が子ども家庭局長と協議の上、定める。